

介護支援専門員の 資格管理について

秋田県長寿社会課介護人材対策班

介護支援専門員として実務に就くまでの流れ

介護支援専門員実務研修受講試験

- ・介護支援専門員の業務に関する基礎的な知識や技術の確認
- ・都道府県により実施



介護支援専門員実務研修

- ・ケアプラン等の作成や要介護認定等に関する専門知識の修得など
 - ・講義形式と演習形式を合わせて87時間以上
- ・都道府県または都道府県知事の指定した研修実施機関が実施

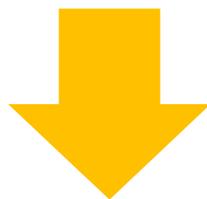


研修修了証明書の交付



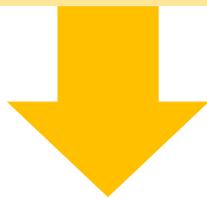
都道府県への登録

- ・ 実務研修を受講した都道府県へ登録
- ・ 登録の申請は「修了日から3ヵ月以内」に行う



介護支援専門員証の交付

- ・ 登録後、専門員証の交付申請を行う
- ・ 交付の申請は登録の申請と同時に行うことが可能
- ・ 有効期間5年間の専門員証が交付される



業務の開始

介護支援専門員証

- 介護支援専門員として実務に従事する際、交付を受けていることが必要な証明書です。
- 介護支援専門員としての実務は、ケアプランの作成や、市町村からの委託を受けて行う認定調査などがあります。
- 新しい介護支援専門員証が交付されたときは以下を確認してください。
 - 1 登録番号
 - 2 氏名
 - 3 生年月日
 - 4 有効期間満了日

介護支援専門員証	
証明写真	登録番号 050000000
	氏名 秋田 花子
	生年月日 昭和35年4月1日
	交付年月日 令和2年4月21日
	有効期間満了日 令和7年4月20日
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。	
秋田県知事 印	

初回交付の専門員証の有効期間

秋田県で不備のない申請書類を
受け付けた日（收受日から） **5年間**

有効期間の例

收受日 令和 5年3月13日

有効期間満了日 令和10年3月12日

資格登録・専門員証交付のための必要書類

- 様式第1号 介護支援専門員登録申請書（秋田県収入証紙2, 500円）
- 別紙 誓約書
- 住民票、又は氏名・住所が確認できる書面の写し（運転免許証等）
- 実務研修修了証の写し
- 様式第6号 介護支援専門員証交付申請書（秋田県収入証紙1, 700円）
- 写真2枚
（縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景）

秋田県長寿社会課介護人材対策班あてに持参又は簡易書留でお送りください。

申請時の注意事項

- 申請書は黒又は青のボールペンで記載してください。
- フリクションペン（消えるペン）は使用しないでください。
- 収入証紙は証紙納付書にしっかりと貼り付けてください。

- 収入証紙は秋田県庁本庁舎地下売店や県内地域振興局等で購入可能です。
- 購入可能な場所は県公式ウェブサイト美の国あきたネットの以下のページで案内しています。

秋田県収入証紙の購入にあたって

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/459>

美の国あきたネットで「459」と検索してください。

**※郵便局等で取り扱っている収入印紙と収入証紙は違います。
購入の際はご注意ください。**

専門員証の有効期間の更新について

- 専門員証の有効期間は5年間のため、5年ごとに更新の手続きが必要です。
- 更新のためには、研修の修了が必要です。
- 研修修了後、県へ所定の手続きを行うことにより、専門員証の有効期間を更新することができます。
- 更新後の有効期間は、更新前の有効期間満了日の5年後です。

更新後の有効期間の例

更新前の有効期間満了日	令和10年3月12日
更新後の有効期間満了日	令和15年3月12日

専門員証の有効期間の更新について

- **研修を修了しただけでは有効期間の更新は完了しません。**
- **有効期間満了日まで、必ず所定の手続きを行ってください。**

更新に必要な研修について

- 更新に必要な研修は、介護支援専門員証の有効期間内における実務の従事状況や、初回の更新か2回目以降の更新かで受講する研修が異なります。
- 研修の募集要項は、例年4月中に研修実施機関のウェブサイトに掲載されます。
- 研修の開催回数は限られているため、有効期間満了日のおおむね1年前には研修を修了できるように、計画的に研修を受講してください。

介護支援専門員の義務

名義貸しの禁止…法第69条の35

- 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のために使用させてはならない。

信用失墜行為の禁止…法第69条の36

- 介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

秘密保持義務…法第69条の37

- 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

介護支援専門員の資格の自己管理について

- 介護支援専門員証の更新に関する案内は県からは発出していません。
- 自己の責任で、介護支援専門員の資格管理を徹底してください。
- 介護支援専門員として実務に従事するためには、有効な介護支援専門員証の交付を受けていなければなりません。
- 有効期間が満了したまま実務に従事した場合、登録消除の対象となることがあります。

皆さんへのお願い

以下のような場合、県への申請・届出が必要です。

1. 介護支援専門員の氏名・住所が変わったとき
2. 介護支援専門員証の有効期間を更新するとき
3. 介護支援専門員証を紛失したとき
4. 他の都道府県へ介護支援専門員の登録を移転したいとき
5. 秋田県以外の都道府県での研修受講を希望するとき

介護支援専門員に関する各種申請書の掲載先

- 介護支援専門員に関する各種申請書の様式は、県公式ウェブサイト美の国あきたネットの以下のページで案内しています。

介護支援専門員資格登録に関する各種申請について

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/939>

美の国あきたネットで「939」と検索してください。

- 収入証紙を購入可能な場所は県公式ウェブサイト美の国あきたネットの以下のページで案内しています。

秋田県収入証紙の購入にあたって

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/459>

美の国あきたネットで「459」と検索してください。